

労働保険料等の口座振替納付をご利用の皆様へ

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆様にご心からお見舞い申し上げます。

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部地域（※指定地域）に所在する事業場の事業主の皆様につきましては、本年 7 月 5 日以降に到来する労働保険料等の申告・納期限が一律に延長されています。

これを踏まえ、納期限が延長されている間は、対象となる事業主の皆様の口座振替納付を行わないことと致しました。

なお、申告・納期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方々の状況に十分配慮して、検討してまいります。

1 指定地域

岡山県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

2 対象となる保険料等

労働保険料、一般拠出金

3 平成 30 年度全期・第 1 期分について

平成 30 年 9 月 6 日（木）を予定していた口座振替は行いません。

延長後の納期限が決まりましたらホームページでお知らせするとともに、納付書を送付させていただきますので、お送りする納付書により納付していただくようお願いします。

なお、第 2 期以降の口座振替納付の実施等につきましては、申告・納期限の延長の状況を踏まえて検討し、改めてお知らせいたします。

4 その他

ご不明な点がございましたら、下記の管轄の労働局労働保険徴収課までお問い合わせください。

岡山労働局	労働保険徴収室	TEL 086-225-2012
広島労働局	労働保険徴収課	TEL 082-221-9246
山口労働局	労働保険徴収室	TEL 083-995-0366
愛媛労働局	労働保険徴収室	TEL 089-935-5202